

令和 7 年第 6 回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和 7 年 6 月 3 0 日（月）午後 2 時 0 0 分

場 所 市役所 5 階 正庁

2. 会議構成人員（3 8 名）

出席農業委員（1 7 名）

欠席農業委員（2 名）

出席農地利用最適化推進委員（1 7 名）

欠席農地利用最適化推進委員（2 名）

3. 本日の提出議案

- 1 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 2 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 3 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画の意見について

◎開 会

事務局長 皆様、改めまして、こんにちは。

それでは、総会の定足数に達していますので、ただいまより令和7年第6回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が6件、農地法第5条関係が5件、農用地利用集積等促進計画関係が6件、合わせて17件の議案をご審議いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名がありますが、議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎欠席者の報告

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議いたします。
事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。

農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。令和7年6月30日提出。会長大戸文治。

会 長 事務局に説明させます。

事 務 局 それでは、3ページをご覧ください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその6朗読】

以上、その1からその6までの案件につきましてご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 農地法第3条その1、その2は関連がありますので、一括審議といたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、所在地番や譲り受ける人が同じなので、2つ一緒に報告させていただきます。

6月21日、委員と、譲渡人2名、譲受人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容について聞き取りをし、申請内容に問題が間違いがないということです。今回の申請による周辺の農地への影響はさほど、周りが田畑なので。譲渡人2名の土地が同じ区画内であるために特に問題はないと思います。皆様のご審議のほど、よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1、その2について原案のとおりと決定いたします。
農地法第3条その3について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請につきまして、去る6月26日、委員と譲渡人、譲受人立会いの下、現地確認調査を行いました。申請内容についても聞き取りし、申請内容に間違いのないことです。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思います。皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。
農地法第3条その4について審議いたします。

農業委員等に関する法律31条、議事参与の制限により、該当委員の離席を求めます。

（該当委員 退場）

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る6月22日、委員と譲受人、譲渡人には電話で現地を確認いたしました。申請内容には間違いのないことです。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思います。皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

該当委員の入場を求めます。

(該当委員 入場)

会 長 農地法第3条その5について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る6月24日に委員と譲渡人、譲受人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についても聞き取りし、申請内容に間違いはないということです。今回の申請地周辺には農地もなく、特に問題ないと思います。皆様のご審議よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その6について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 6月20日、委員と譲渡人、現地調査をしました。譲受人には電話で申請内容について確認しました。間違いはないということです。皆様のご審議よろしく願います。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議します。
事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和7年6月30日提出。会長大戸文治。

会 長 議案朗読をお願いします。

事 務 局 それでは、6ページをご覧ください。

農地法第5条その1について説明申し上げます。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る6月24日に委員と現地調査を行いました。譲渡人が体調不良のため、妻と、譲受人の現地担当者にお会いし、申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響についても特に問題はないと思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2について審議いたします。

事務局より説明させます。

事務局 それでは、11ページをご覧ください。

農地法第5条その2について説明申し上げます。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請につきまして、去る6月24日に委員とともに、譲渡人、また譲受人の担当者が立会いの下、現地調査を行いました。申請内容につきましても、お二人方に確認をいたしまして、間違いのないことです。今回の申請による周辺の農地への影響は特に問題ないと思います。皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3について審議いたします。

事務局より説明させます。

事務局 それでは、16ページをご覧ください。

農地法第5条その3について説明申し上げます。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 6月24日、委員と現地調査をしました。設定人1名は施設で息子さんと、外1名の設定人と被設定人には電話で連絡、申請内容について確認しました。双方とも間違いのないことです。皆様のご審議よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員の説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その4について審議いたします。

事務局に説明させます。

事 務 局 それでは、21ページをご覧ください。

農地法第5条その4について説明申し上げます。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る6月28日に委員と譲渡人が5名がおりまして、5名に対して、電話で確認したところ、3名が代表として立ち合いすることになりました。譲受人の担当者、申請代理人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についても聞き取りし、申請内容に間違いのないということです。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題はないと思います。皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員の説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その5について審議いたします。

事務局より説明させます。

事務局 それでは、26ページをご覧ください。

農地法第5条その5、一時転用事業について説明申し上げます。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、農振農用地と判断いたします。

転用許可の基準としましては、一時転用事業が準用されるものと判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請につきまして、6月25日、委員と現地調査を行いました。この今回の申請による周辺への影響は、日照の問題、排水路の問題、土砂の流出問題などを含めて、農地への影響は特に問題ないと判断いたしました。また、設定人3名と被設定人と電話で申請内容の各種聞き取りも行い、申請内容に間違いはないということでした。皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長 地区担当委員の説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

会長 次に、議案第3号 農用地利用集積等促進計画の意見について審議します。

この件につきましては、市長より農業委員会に意見を求められております。

事務局に議案を朗読させます。

事務局 議案第3号 農用地利用集積等促進計画の意見について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項規定による農用地利用集積等促進計画の意見を求められたので審議するものとする。令和7年6月30日提出。会長大戸文治。

会長 事務局より説明があります。

事務局 それでは、32ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の意見についてご説明いたします。

本案件につきましては、農地中間管理事業において、農地中間管理機構が出し手から借り受けた農地を借受け希望者へ貸し付ける際の計画案について、市長より農業委員会に意見を

求められております。

今回、公益財団法人福島県農業振興公社が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田、1万5,431平米で、権利の種類は、賃借権6件となっております。農地中間管理事業の推進に関わる法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでしたので、異議なしとして回答してよろしいか、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 ただいま議題となっております農用地利用集積等促進計画について、ご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、農用地利用集積等促進計画について、意見がない旨を報告いたします。

◎その他

会 長 以上、本総会に提案された議案について審議いたしましたが、終了いたします。

その他、皆様から何かご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会 長 なければ、事務局、お願いします。

事務局 それでは、事務局から、皆さんよくご存じの全国農業新聞なんですが、令和7年8月号の一般記事、こちら白河市のほうに執筆依頼が来ております。内容としましては、一般記事ですので、ニュース性のものではなく、地域の祭事、あと季節性のあるもの、何でも結構ですので、もし該当するようなものがあれば、今週いっぱいをめどに事務局までお教えいただければ、私で取材とか行かせていただきますので、もし情報とかあれば教えてください。

以上です。

事務局長 それでは、続きまして、お手元にですね、令和7年度の農業委員会研修会の資料を案内してあります。内容につきましては、今後の地域計画における委員会の役割が中心となっているようです。地域計画の方針につきましては、農業委員会の皆様の活躍が大いに期待されるところです。ぜひ奮ってご参加くださいますようお願いいたします。参加される方は、次の総会の日に事務局まで連絡をお願いします。

次に、冒頭説明させていただいたとおり、運営委員の皆様、この後、お時間をいただきました

いと思っています。

最後になりますけれども、次回総会は7月31日木曜日午後2時より正庁で開催いたします。
よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

◎閉 会

会 長 これをもちまして、令和7年第6回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後 2時 52分)
